

## 書面提示事項のウェブサイトへの掲載

当院は厚生労働省が定める次の施設基準に適合している旨、  
厚生局長に届出を行っております。

### 明細書発行体制等加算

当院では、患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点等から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行致します。

明細書は行われた検査や手術等の名称が記載されるものですので、その点をご理解頂き、明細書の発行を希望されない方は、会計にてその旨をお申し出ください。

なお、窓口負担額のない患者さんにも明細書を無料で発行致します。

明細書の発行を希望する方は、会計にてその旨お申し出ください。

### コンタクトレンズ検査料 3

コンタクトレンズ装用のために受診の方の診療にかかる費用は次のとおりです。

初診料 291 点

再診料 75 点

明細書発行体制等加算 1 点

コンタクトレンズ検査料 3 56 点

時間外対応加算 3 点

コンタクトレンズ装用の為に受診の方であっても、診療内容などにより、異なった診療費用を算定する場合がございます。

コンタクトレンズ装用のために受診の場合、当院で過去にコンタクトレンズ検査料を算定されたことのある方の基本診療料は再診料を算定いたします。

### 外来後発医薬品使用体制等加算

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使に積極的に取り組んでおります。

また、医薬品の供給が不安定な状況を踏まえ、一般名処方（主にジェネリック医薬品の処方）をすることで、銘柄によらず供給・在庫の状況に応じ調剤し、患者さんに適切に医薬品を提供します。ただし、医薬品の供給状況によっても、症状にあわせて適切なお薬をお渡しします。